第１２次立川市交通安全計画原案について

・計画素案からの主な変更内容について

【パブリックコメント（令和８年９月18日～10月16日）における素案からの変更】

No	頁	該当箇所	変更前	変更後
1	4	第２章 第２節　３．２行目	60.2%	60.6%
2	4	第２章 第２節　３．３行目	58.9%	59.2%
3	4	第２章 第２節　図２－２	R7　立川市（%）　60.2 R7　東京都（%）　58.9	R7　立川市（%）　60.6 R7　東京都（%）　59.2
4	4	第２章 第２節　図２－３	R7　東京都（台/人）　0.35	R7　東京都（台/人）　0.36
5	8	第２章 第３節　表２－３	令和３年 22　福生市　131 23　国分寺市　131	令和３年 22　国分寺市　131 23　福生市　131
6	9	第２章 第３節（４）２行目	削減しました。	減少しました。
7	15	第２章 第３節　３）２行目	「安全不確認」が28.6%で最も多く、次いで「交差点安全進行義務違反」が17.4%となっています。	「安全不確認」（28.6%）が最も多く、次いで「交差点安全進行義務違反」（17.4%）となっています。
8	17	第２章 第３節　図２-22	n=270	n=283
9	21	第２章 第３節　19行目	必要不可欠な課題です。	必要不可欠な課題です。また、横断歩行者の焦りや安全確認不足を誘発するおそれのある運転を避けるなど、ドライバーによる配慮のある運転が必要です。
10	26	第２章 第３節　表２－５	別紙１参照	別紙１参照
11	29	第２章 第３節　図２-35	⑦若葉町 H27：49 H28：50 H29：52 H30：61 R1：54	⑦若葉町 H27：36 H28：44 H29：49 H30：46 R1：30
12	35	第２章 第３節　６．（２） ５行目	子どもと一緒に保護者に対する	未就学児の保護者に対する

13	35	第２章 第３節　６．（２） ７行目	高齢者では自転車乗用中の死傷者数の割合も高いことから、身体機能や認知機能の変化にも配慮した対策が必要です。	特に、高齢者の自転車乗用中の死傷者数が多いことから、加齢による身体機能や認知機能の変化への気付きと自覚を促し、安全な自転車利用につなげる教育・啓発を推進する必要があります。
14	36	第３章 第１節　１．	（歩道の写真）	（歩道の写真）差し替え
15	37	第３章 第１節　１．	視覚障害者誘導用ブロック 令和７年度末　37,505m	視覚障害者誘導用ブロック 令和７年度末　37,871m
16	37	第３章 第１節　１．	（視覚障害者誘導用ブロックの写真）	（視覚障害者誘導用ブロックの写真）差し替え
17	38	第３章 第１節　２．３行目	幸町・砂川町・上砂町・西砂町で１箇所（幸町：997.93㎡、砂川町：518.17㎡、	砂川町・上砂町・西砂町で各１箇所（砂川町：518.17㎡、
18	38	第３章 第１節　２．５行目	増加しています。	増加しています。一方、幸町で１箇所（2,520.07㎡）減少しています。
19	39	第３章 第１節　表３－１		公園等面積には樹林地も含む
20	42	第３章 第１節（５）７行目	ほぼ100％となります。）	ほぼ100％です。）
21	45	第４章 第２節　１．１行目	令和４年と令和７年を比較すると	令和４年と令和７年で比較すると
22	47	第４章 第２節　コラム	「交通安全情報」	「交通安全情報」（拡大）
23	53	第５章 第１節　２．（１）	（歩道の写真）	（歩道の写真）差し替え
24	54	第５章 第１節　欄外	注釈（スクールゾーン）	52頁　注釈(スクールゾーン)
25	55	第５章 第１節　２．（６）	（視覚障害者誘導用ブロックの写真）	（視覚障害者誘導用ブロックの写真）差し替え
26	55	第５章 第１節　２．（８） ２行目	照明灯の改良などの対策に向けた取組みを推進します。	街路灯の改良などの対策に向けた取組を推進します。
27	59	第５章 第１節　３）９行目	交通安全教育に活用します。	交通安全教育に活用します。さらに、次のライフステージに向けて、交通社会の一員としての自覚を育むとともに、自転車乗用中の違反行為が交通反則通告制度（いわゆる青切符制度）の対象となることについて周知を図ります。

28	59	第５章 第２節　４）５行目	高等学校の協力要請のもと周知啓発を行います。	高等学校と連携し周知啓発を行います。
29	60	第５章 第２節　コラム	「輪トレ（りんトレ）」チラシ	「輪トレ（りんトレ）」チラシ（拡大）
30	62	第５章 第２節　２）６行目	周知に努めます。	周知を行います。
31	62	第５章 第２節　２）６行目		さらに、東京都内に住民登録している70歳以上の方に対し、都営交通（都バス…）と都内を運行する民営バスに乗車できるシルバーパスを周知し、公共交通への移動手段の転換を促進します。
32	62	第５章 第２節　２）７行目		コラム（追加）
33	64	第５章 第２節　３．６行目	事業所内での安全運転講習の実施や受講、	事業所内での安全運転講習の実施、
34	64	第５章 第２節　４．（１）３行目	周知啓発を図ります。	周知啓発を行います。
35	65	第５章 第２節（２）２行目	周知啓発を図ります。	周知啓発を行います。
36	65	第５章 第２節（３）２行目	また、ＰＴＡやシルバー人材センターによる児童の登下校時の事業者通学路見守りボランティア事業など、	また、シルバー人材センター、ＰＴＡ等のボランティアによる登下校時の見守り活動のほか、市内事業者による通学路見守りボランティア事業など、
37	65	第５章 第２節　５．（１）５行目	周知に努めます。	周知を行います。
38	65	第５章 第２節　５．（２）２行目	周知に努めます。	周知を行います。
39	66	第５章 第２節　５．（３）５）２行目	の危険性を周知するとともに、	は危険性、迷惑性が高い違反行為であることを周知するとともに、
40	66	第５章 第２節　５．（３）８）２行目	附帯される「TSマーク」が	付帯される「TSマーク」が
41	66	第５章 第２節　５．（３）９）１行目	大きな経済的負担が	高額な賠償責任などが
42	67	第５章 第２節　５．（３）	４．飲酒運転は禁止 お酒を飲んだときは、自転車	４．飲酒運転は禁止 お酒を飲んだときは、自転車

		コラム	に乗ってはいけません。	に乗ってはいけません。 また、自転車運転者に飲酒をすすめたり、飲酒をした人に自転車を提供したり、飲酒をした人に要求・依頼して自転車に同乗したりする行為も処罰の対象となります。
43	67	第５章 第２節　５．（４） コラム	スマートフォン等で楽しく学ぶことのできるWebツール「特チャレ」	スマートフォン等で視聴できる交通安全啓発動画
44	69	第５章 第３節　欄外		注釈　（質的）市街地における駐車場の配置の適正化、多様な利用者ニーズ・車種への対応など
45	70	第５章 第３節（３） ５行目	取組みを行います。	取組を行います。
46	71	第５章 第３節　３．（１） 12行目	に影響を及ぼす場所について、	を脅かすような場所について、
47	71	第５章 第３節　３．（１） 13行目	取締りを引き続き要請し、	取締りを行い、
48	71	第５章 第３節　３．（１） 15行目	（警察署）	（市・警察署）
49	72	第５章 第３節　３．（５） ６行目	立川市交通円滑化推進懇談会	立川市内交通円滑化推進懇談会
50	72	第５章 第３節　３．（５） 10行目	（市・警察署）	また、令和８年９月から、中央線等のない生活道路における自動車の法定速度が時速60kmから時速30kmに引き下げられたことを踏まえ、歩行者や自転車の安全な通行環境を確保するため､警察と連携し、速度規制の周知・啓発を図るとともに、速度違反に対する指導取締りを推進します。 （市・警察署）
51	74	第５章 第５節　５行目	被害者となった方のため、充実をはじめ、自転車損害賠償保険等への加入など	被害者となった方のため、自転車損害賠償保険等への加入など

52	74	第５章 第５節　３．１行目	多額の損害賠償責任が生じ、交通事故を起こした本人やその家族に多額の経済的負担が発生する可能性	交通事故を起こした本人やその家族に高額な賠償責任が発生する可能性
53	74	第５章 第５節　３．５行目	啓発に取組みます。	啓発に取り組みます。
54	76	第５章 第６節　１．12行目	注意看板が設置されています。	注意標示板が設置されています。（写真を追加）
55	76	第５章 第６節　２．１行目	（行間スペースが広い）	（行間を修正）
56	78	第６章 第１節　７行目	立川市交通円滑化推進懇談会	立川市内交通円滑化推進懇談会
57	79	第６章 第２節　９行目	達成状況が、計画と大きく乖離した場合は、	達成状況が、社会情勢の変化、道路交通環境の動向、法令改正等の状況、過去の実績や推移、都内全体や他市との比較により、計画と大きく乖離した場合は、
58	79	第６章 第２節　14行目	周知を図ります。	周知を行います。
59	81	表６－１　６行目	（25件）	（25件/年）
60	81	表６－１　８行目	（136件）	（136件/年）
61	81	表６－１　10行目	（54件）	（54件/年）
62	81	表６－１　12行目	（218件）	（218件/年）
63	83	第６章 第２節　表６－３	第２節　４． （１）未就学児に対する啓発 （２）小学生、中学生に対する啓発 （３）高校生、成人に対する啓発 （４）地域に対する啓発	第２節　４． （１）未就学児、小学生、中学生に対する啓発 （２）高校生、成人に対する啓発 （３）地域に対する啓発
64	83	第６章 第２節　表６－３	別紙２参照	別紙２参照

※網掛けはパブリックコメントを受けた変更

（別紙１）26頁　第２章　第３節　表２－５

変更前

表２-５　年齢層別死傷者数の推移（令和４年と令和７年比較及び前計画期間　市内）

	（省略）	前計画期間（Ｒ３～Ｒ７）			
		平均死傷者数（人）	平均人口（人）	１万人あたり死傷者数（人）	累計死者数（人）
高齢者	（省略）	119	46,472	25.7	1
80 歳以上	〃	37	16,356	22.5	1
75～79 歳	〃	29	9,771	29.9	0
70～74 歳	〃	30	11,084	26.7	0
65～69 歳	〃	24	9,257	25.7	0
40～64 歳	〃	207	65,114	31.8	0
20～39 歳	〃	168	45,138	37.1	2
中卒～19 歳	〃	32	6,330	51.2	0
子ども	〃	44	22,999	19.2	0
中学生	〃	10	4,531	22.5	0
小学生	〃	24	9,008	26.9	0
幼児	〃	10	9,460	10.4	0
計	〃	570	186,053	27.3	3

変更後

表２-５　年齢層別死傷者数の推移（令和４年と令和７年比較及び前計画期間　市内）

	（省略）	前計画期間（Ｒ３～Ｒ７）			
		平均死傷者数（人）	平均人口（人）	１万人あたり死傷者数（人）	累計死者数（人）
高齢者	（省略）	119	45,872	26.0	1
80 歳以上	〃	37	15,756	23.4	1
75～79 歳	〃	29	9,771	29.9	0
70～74 歳	〃	30	11,087	26.7	0
65～69 歳	〃	24	9,257	25.7	0
40～64 歳	〃	207	65,114	31.8	0
20～39 歳	〃	168	45,138	37.1	2
中卒～19 歳	〃	32	6,330	51.2	0
子ども	〃	44	22,999	19.2	0
中学生	〃	10	4,531	22.5	0
小学生	〃	24	9,008	26.9	0
幼児	〃	10	9,460	10.4	0
計	〃	570	185,453	30.8	3

（別紙２）83頁　第６章　第２節　表６－３

変更前

表６-３　講じようとする施策と評価指標の一覧

講じようとする施策＼評価指標	①	②	③	④	⑤-1	⑤-2	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
第１節　道路交通環境の整備											
１．安全安心な生活道路の構築											
（１）道路の現状	○	○	○	○							
（２）道路の整備	○	○	○								
２．交通安全施設等整備事業の推進											
（１）歩道の整備											
（２）防護柵の整備					○						
（３）道路照明の整備						○					
（４）道路標識の整備											
（５）区画線等の整備	○	○	○								
（６）視覚障害者誘導用ブロックの整備											
（７）信号機の整備											
（８）事故多発地点対策の推進											
３．自転車利用環境の総合的整備				○			○				
４．その他											
（１）沿道環境対策											
（２）公園等整備	○										
（３）交通実態に即応した交通規制の要請			○	○							
第２節　交通安全意識の啓発											
１．段階的な（年齢に合わせた）交通安全教育の推進											
（１）学校等における交通安全教育	○		○	○				○		○	○
（２）成人に対する交通安全教育と啓発				○				○		○	○
（３）高齢者に対する交通安全教育と啓発		○						○	○		○
２．外国人に対する交通安全啓発	○	○	○	○				○			○
３．事業者に対する交通安全教育と啓発								○	○		
４．地域や家庭における交通安全意識の高揚											
（１）未就学児に対する啓発	○			○				○			○
（２）小学生、中学生に対する啓発	○			○				○			○
（３）高校生、成人に対する啓発	○			○				○			○
（４）地域に対する啓発	○	○	○					○			○
５．運転者に対する交通安全教育											
（１）自動車運転者		○						○			
（２）二輪車運転者								○			
（３）自転車運転者				○				○			○
（４）特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティ運転者								○			
６．その他交通安全に関する啓発活動の充実・強化								○			○
第３節　道路交通秩序の維持											
１．駐車秩序の確立											
（１）自動車駐車場の整備			○	○							
（２）自転車等駐車場の整備											
（３）放置自転車対策の維持・継続											
（４）附置義務条例の適切な運用											
２．道路占用の規制			○								
３．指導取締りの強化											
（１）重大交通事故につながりかねない交通違反の取締り強化											
（２）自転車利用者等への指導・取締り				○							
（３）小型モビリティ利用者等への指導・取締り											
（４）シートベルト及びチャイルドシート着用義務違反の指導・取締り	○										
（５）来街者等の交通違反の取締りの強化											
第４節　救助・救急についての啓発											
第５節　被害者の支援											
１．交通事故相談											
２．犯罪被害者等支援											
３．被害者救済制度											
４．自転車損害賠償保険等				○							
第６節　災害に強い交通施設等の整備及び災害時の交通安全確保											
１．災害に強い交通施設等の整備											
２．災害時の交通安全確保											

変更後

表６-３　講じようとする施策と評価指標の一覧

講じようとする施策＼評価指標	①	②	③	④	⑤ ア	⑤ イ	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
第１節　道路交通環境の整備											
１．安全安心な生活道路の構築											
（１）道路の現状											
（２）道路の整備	○		○								
２．交通安全施設等整備事業の推進											
（１）歩道の整備		○	○								
（２）防護柵の整備			○		○						
（３）道路照明の整備			○			○					
（４）道路標識の整備											
（５）区画線等の整備	○	○	○	○							
（６）視覚障害者誘導用ブロックの整備			○								
（７）信号機の整備			○								
（８）事故多発地点対策の推進											
３．自転車利用環境の総合的整備			○	○			○				
４．その他											
（１）沿道環境対策											
（２）公園等整備	○										
（３）交通実態に即応した交通規制の要請			○	○							
第２節　交通安全意識の啓発											
１．段階的な（年齢に合わせた）交通安全教育の推進											
（１）学校等における交通安全教育	○		○	○				○		○	○
（２）成人に対する交通安全教育と啓発				○				○	○	○	○
（３）高齢者に対する交通安全教育と啓発		○	○	○				○	○		○
２．外国人に対する交通安全啓発			○	○				○			○
３．事業者に対する交通安全教育と啓発								○	○		
４．地域や家庭における交通安全意識の高揚											
（１）未就学児、小学生、中学生に対する啓発	○			○				○			○
（２）高校生、成人に対する啓発				○				○			○
（３）地域に対する啓発	○							○	○		
５．運転者に対する交通安全教育											
（１）自動車運転者		○						○			
（２）二輪車運転者								○			
（３）自転車運転者	○		○	○				○			○
（４）特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティ運転者								○			
６．その他交通安全に関する啓発活動の充実・強化								○			
第３節　道路交通秩序の維持											
１．駐車秩序の確立											
（１）自動車駐車場の整備			○	○							
（２）自転車等駐車場の整備			○	○							
（３）放置自転車対策の維持・継続			○	○							
（４）附置義務条例の適切な運用			○	○							
２．道路占用の規制											
３．指導取締りの強化											
（１）重大交通事故につながりかねない交通違反の取締り強化			○	○							
（２）自転車利用者等への指導・取締り				○							
（３）小型モビリティ利用者等への指導・取締り											
（４）シートベルト及びチャイルドシート着用義務違反の指導・取締り	○										
（５）来街者等の交通違反の取締りの強化			○	○							
第４節　救助・救急についての啓発											
第５節　被害者の支援											
１．交通事故相談											
２．犯罪被害者等支援											
３．被害者救済制度											
４．自転車損害賠償保険等				○							
第６節　災害に強い交通施設等の整備及び災害時の交通安全確保											
１．災害に強い交通施設等の整備											
２．災害時の交通安全確保											